

影山日出彌の憲法理論の検討 (2)

— 科学的憲法学の遺産とその課題 —

An Investigation of the Constitutional Theory of Hideya Kageyama (2)
— Achievements of and Problems with Scientific Constitution Theory —

武 川 眞 固

Masataka Takekawa

(要 約)

本稿では、前号で検討した影山日出彌の憲法学の遺産のうち、後半の部分で研究業績を残した課題、すなわち、46年憲法および日本の国家と法体制の歴史的位相とその分析した論点と課題、次に、戦後の「主権論争」や「国体論争」を契機として、憲法上の原理や主権の概念をふまえて、精力的に検討した主権論について、その到達点に立って、その論点と課題を探るものである。

(キーワード)

46年憲法、国家と法体制、主権論

問題の所在

本稿では、影山がこの時期（1968年～1976年）影山『憲法の原理と国家の論理』（勁草書房 1971年刊K-4）と表示）で「戦後史のなかでまだ経験していないような政治反動とそれに対する抵抗としての自らから切り開く主導権を確立しうる諸条件にあり、このふたつの道の岐路にある」¹ と認識し、その点から歴史的総体としての「憲法は、政治反動に対する抵抗の銃剣を備えている」² とし、危機に対抗する論理を組み立てるために、憲法が有効な武器の機能を果たすという観点から憲法論を提起している点に同氏の憲法学の学風をみることができる。

第1は、70年代前後は、影山にとって、危機に立ち向かうための憲法および憲法学の歴史的位置づけと論理の組み立てを準備する時期であったと思われる。影山の問題意識には、執筆当時安保改定の時期にあつて、憲法学レベルでは、憲法体系と安保法体系との二元論のなかで、46年憲法の位置づけと従属した日本国家と法体制の現状分析が主要なテーマ³ は、影山「現代国家の法体制」（片岡昇編『現代法講義』日本評論社 1970年刊K-5）と表示）で示されていた。

第2は、既に前半の時期に提示した影山『現代憲法学の理論』（日本評論社 1967年刊K-3）と表示）で憲法学の科学的方法論で提示した現状分析、歴史的分析という課題を残していた点で、主権論の歴史的な分析が歴史的発展史のなかで検討する必要がある、この点で、主権論争と46年憲法の原理としての側面から検討する課題⁴ が提示されていた。

本稿では、問題意識として、ひとつは、46年憲法のもつ歴史的意義とその確認という点で、46年憲法の歴史的な性格と日本国家と法体制を解明することによって、同憲法と対米従属の現状分析で「群」規定と「段階」規定を通してヨコ軸とタテ軸で憲法現象を分析している点に重要な意味がある。⁵

先学の研究への自覚的な反省契機があり、その点で影山自身が、社会構成体と憲法との関係を明確に

しつつ、その視角から日本国家と法体制の現状と46年憲法の歴史的 성격について、どのように解明し、どのような問題提起をしていたのか明らかにする。ふたつめは、46年憲法の原理の一つである主権論について、いわゆる戦後における主権の論争を通して一定の批判をしつつ、このテーマは、1970年代前後、戦後世代の憲法研究者の間でも論争されたものである。そこで、一つの方向性を明示した点にその歴史的意義が認められる⁶ のである(影山『憲法の基礎理論』勁草書房 1975年刊K-[6]と表示)。この憲法学からの主権論の歴史的 analysis が現状分析にとってどのような意味をもっていたのか明らかにする。

II. 46年憲法の歴史的位相と日本国家と法体制の分析

今日的に言えば、日本国家と法体制や46年憲法の位置づけについて、この視角からの検討はまだ不十分な状況にある。影山自身が、この時期の歴史的な安保改定という危機的状況という認識のもとで、そのような時代のなかでの問題意識は、国家と法体制と46年憲法の歴史的位相の分析にあった。

影山が、当時の日本国家と法体制を把握については、既に前号で紹介した影山・大須賀明『日本の憲法問題』(K-[2]と表示とする)で日本の憲法と憲法問題を全体的に把握する視点として、i 歴史的 analysis、ii 現状分析、およびiii イデオロギー analysis という課題⁷ を提起し、46年憲法の歴史的 성격と特質を解明するための方法論的視座として、上記の i・ii・iii という其々の analysis という課題は不可欠であるという認識で諸問題を把握していたのである。

(1) 46年憲法の歴史的 analysis とその課題—危機に対抗する抵抗の原理としての憲法—

影山にとって、日本国家と法体制を分析するためには、46年憲法を世界史的、もう少し具体的には帝国主義段階での諸国家の「群」規定や「段階」規定に基づいて規定されるどの段階でどの「群」の憲法であるのかを明確にしていくことが重要であった。なぜなら、影山にとって、日本国家と法体制のしくみとその特質を把握するためには46年憲法の歴史的位相の解明はその手続であったからである。

さて、46年憲法は、具体的に言えば日本国憲法のことであるが、この憲法の正当性については、この「憲法は、ブルジョア民主主義憲法であり、・・・その実体において政治的、経済的・イデオロギー的基礎を変え、ブルジョアの統治形態に転換させ」⁸ たが、同時にこの「憲法は一定の立ちおくれ、不徹底さが残ったとし、アメリカの占領政策の階級的内容による『民主化』の限界」⁹ など、制定過程に階級的な関係に制約されていたという歴史認識であった。

46年憲法の歴史的 analysis についての影山の問題意識は、安保体制における政治的反動とそれに対抗する46年憲法の存在をめぐっての位置づけにあり、その危機「解決」としての46年憲法の意味とその役割を根本的に問い直す¹⁰ というところから出発していたのである。

46年憲法の歴史的特質を把握することは、歴史的な発展史とその道筋を明確にする上で不可欠な作業であったが、影山にとって、i は、歴史的な発展過程と社会構成体という「段階」規定から把握するという視点があり、ii 憲法の制定過程とそれとの国際的、国内的な環境、諸関係によって規定されるという「群」規定から把握するという視点であり、「日本における変革という戦略的課題」¹¹ を提起していたからである。従って、彼にとって、46年憲法の歴史的意義と役割のなかでその日本の変革の展望を示す

影山日出彌の憲法理論の検討 (2)

ことが重要であったからである。

第1は、46年憲法の歴史的規定と社会構成体という問題である。この問題は、かつて鈴木安蔵が『比較憲法史』の著書のなかで、社会構成を意識していたが¹² これを前進させたものであり、憲法への歴史的な社会構成体を適用したものであり、ここでいう社会構成体は、既に提起していた資本主義型憲法と社会主義型憲法の発展「段階」規定という歴史的な法則である。

46年憲法は、資本主義型憲法であり、三つの要因から成り立つとする。つまり i 憲法の類型は、社会構成体から把握され、唯物論的な視点から把握されるとする。それはどのような経済的土台と上部構造から成り立つ憲法類型かという意味である。ii それはいかなる国家権力が憲法を規定されているのかという点である。その制定の主体はどこにあったのかを把握することは重要である。iii それはいかなるイデオロギーによって当該の憲法が制定され、規範形態として組織された憲法であるのかという点を把握することが重要である¹³ とする。この点は影山独自の憲法への社会構成体論の自覚的適用とみることができる。第2は、46年憲法は、より具体的には制定主体を含めてその形態はいかなる規定によって与えられるのかという問題がある。これについては、46年憲法の歴史的な形態、すなわちブルジョア民主主義憲法ということであり、それは、国際的側面と国内的側面との二つ契機による政治的諸関係によって付与されているとしている。つまり、影山によればこの歴史的制約は、かつての帝国主義段階で成立した憲法が、人民的な革命を経て成立した経緯をもっており、過去の経験はそのことを示しているという認識¹⁴ である。46年憲法が制憲に関して特殊な歴史的事情のもとで、制定されたという経緯があるが、ポツダム宣言の受諾は、国際的な反ファシズムという民主主義的な宣言であり、46年憲法は、国際的にも、国内的にも人民の民主主義的な要求を組み入れる歴史的条件があり、その条件は不十分であったが、「人民民主主義的な視点から日本におけるブルジョア民主主義の変革を政治的の総括した形態」¹⁵ であり、「象徴天皇制という君主制を残すとはいえ、日本におけるブルジョア民主主義の変革という歴史的課題の実現を完了した政治的指標」¹⁶ でもあったと述べる。ここに影山の戦後の46年憲法への主体的な見方がよくでている。第3は、46年憲法についての主体的な側面を高く評価し、その諸要素の問題¹⁷ を検討している点である。i 46年憲法の民主的諸要素として、まず主権の原理の問題がある。この問題は、A. 国家主権の問題、すなわち自国の独立を維持し、他国の独立を認め、国家間の対等関係を意味するが現実には、他国への従属を拒否し、日本が他国の独立を侵害しないことを意味する。しかし、安保体制は、この主権の原理に矛盾し、対立の関係になる。この観点から国家意思は、二つの法体系のレベルで問題¹⁸ になる。他方B. 国民主権の問題がある。この問題は、国民が国家の在り方を決める決定権者でもあり、国の政治に対する抵抗も憲法が規定する主権のよりどころになる。この主権原理は歴史的な意味もっている。ii 平和の原理の問題である。46年憲法に前文や第9条の歴史的意味は、過去の悲惨な戦争の教訓として提示されているだけでなく、反ファシズムや反軍国主義という歴史的な宣言を得て成立した同憲法の国際的にも軍事に依存せず、中立のスタンスを提示した点¹⁹ に歴史的意義がある。iii 統治機構の原理や基本的人権の保障の部分については、46年憲法の民主的な要素として位置づけられる。統治機構レベルでは、全体として議会制民主主義の諸原則によって成立し、国会は、国民の主権的な代表機関として諸機関のうちで最高の地位におかれ、憲法はさまざまな手続や制度によって最高意思決定

機関の実質を保障するシステムを確保している。他方・地方自治や団体自治の両面で保障される地方自治の民主的なしくみを用意している。また基本的人権レベルでは、自由権の保障及び社会権の保障も体系化し、46年憲法が先の平和の原理などとも密接な関係をもちつつ、一切の軍事的性質をもつ目的による制限をふくまないとしている。iv 国の最高法規としての46年憲法の存在理由を民主主義と平和の原理あるいは主権・基本的人権保障の原理などを表す民主主義的な要素として位置づけていた。

次に46年憲法の歴史的な役割を日本国家と法の現状分析からその政治支配に対置する国民側の抵抗とその論理を提示する必要性を説く。

i 政治反動に対する46年憲法の位置づけの問題がある。当時の政治的状況を政治支配の分析を通して把握し、「帝国主義段階における資本主義国家における、政治的上部構造全体は政治的特質」²⁰ があり、それは、「民主主義に対抗する敵対物」と位置づけ、国家と法体制は「国家的従属の過渡的形態」²¹ として把握していたのである。その上で、安保体制を「国家的従属の過渡的形態」であるとし、その特徴は、ひとつには、国家機構と国家諸機能の反動的な再編成に求められるとしていた。二つ目のその危機は、例えば、議会制度と議会制民主主義の危機²² に示され、三つめにイデオロギーレベルでの政治的反動が推進しているという把握をした上で、46年憲法の原理とその思想に歴史的な役割を提示していたのである。ii 政治反動に対する抵抗の原理として、46年憲法の原理を意義づけていた点である。影山にとって政治反動の編成という日程が提示されているとき、民主主義の原理と対置することの必要性を示し、民主主義は二重の意味をもつ概念だとし、その観点からひとつは「国家形態」であり、もうひとつは「統治方法」だと位置づけていた。²³ その上で、A.政治反動に対置するものは、主権の原理であり、国民主権の原理は、歴史的な変革の可能性によって政治反動を克服する抵抗の発展を媒介して、勤労人民の主権という実質をもつ原則へ転換させる上で、不可欠であるとする。B.それは、主権の原理でもある。なぜなら、政治反動の編成における中枢になっているのは、軍国主義や官僚機構などに対立し、また他の民族・他国家への侵略・抑圧政策との対立し、安全保障である安保体制と対立している憲法上の原則だからであるとする。C.議会制度とこれに関する民主的諸原則が存在する。つまり最小限の要請としての人民の代表政党が議会活動を行い、人民の利益と合意するために不可欠なものとして地方の自治の原則が存在するとしていた。最後に基本権（基本的人権）の位置²⁴ づけである。政治反動に対決し、これを克服する運動にとって基本権の保障は不可欠であるとする。政治反動にとって、労働者の基本権、ストライキ権、生存権の保障と拡充は核心的な権利であり、この場合、精神的な自由や人身の自由などいわゆる市民的自由などの政治的基本権は勤労人民にとって不可欠な権利であると意義づけていた。

このように国家の政治反動に対する抵抗の原理として、46年憲法における民主主義の原理や憲法の諸原理は、抵抗の原理として運動を切り開く可能性と展望を含めて論じていたのである。ここに抵抗として46年憲法の歴史性や正当性を示していたといわなければならない。

(2) 日本国家と法体制の現状分析 — 「段階」規定と「群」規定の適用可能性

影山にとって日本の国家と法体制を現状分析する上での対象と方法はK-[3] の「憲法現象と国家独占資本主義」で提示され、そこでは、資本主義国家における国家権力の発動のシステムとその作用を全

影山日出彌の憲法理論の検討 (2)

体として憲法の諸現象を、その合法則性において把握しようとする試みを展開したのである。ここでは、常に危機に対抗する論理を組み立てる手法が特色として全面的に展開されるという学風である。

影山は、日本の国家と法体制—特に現代日本法の現状分析する視点として、K-[5]で現状分析の析出とその決定、ii 現状分析と日本における国家、iii 日本における法体制の現状分析などについて検討している。ここでの問題意識は、K-[2]とK-[3]に基づくものであり、よりわかり易く提示している点にある。

既に、K-[3]で、「現代の国家独占資本主義は、現代の資本主義の構造と特質」²⁵を解明し、「資本主義的社会構成体における土台とへの考慮なしに、現代国家の形態変化、従って国家機能の変化、法形態・法機能の変化、さらにイデオロギーと理論における変化を認識することはできない」²⁶という問題意識にもとで、ドイツの国家独占主義段階の国家と憲法についての現状分析からその歴史的構造を解明している。

このような問題意識は、日本の国家と法体制の現状分析への方法論的視点を提示している。すなわち、第1は日本国家の現状分析を把握するための方法論の定立としての「段階」規定の適用問題である。

この点は、レーニン『帝国主義論ノート』からの「段階」規定の導入と日本の現状分析への有効性についてである。これは、日本が帝国主義段階の資本主義国家であるという位置のなかで、三つの特殊規定と五つの標識²⁷での問題の中で、世界史的な経済の発展とその運動法則性を明らかにしている点に特色がある。すなわち、これは、独占資本主義段階での特色を示すなかで、日本は、国家独占資本主義段階で「段階」規定が適用される²⁸とする。

影山は、次に四つの標識を提示している。つまり i 国家独占資本主義は、国家が独占のいわば支配の客体であり、帝国主義という歴史的段階規定のなかで特定の諸形態ないし傾向を示すものであり、ii その内容は、国家は独占に全面的に従属する標識で把握され、iii これは、段階規定の第三に示される社会主義への予備段階であり、iv 国家への独占への全面的な従属は、政治的側面では、「政治的な反動」が現出するという側面であるなどの標識²⁹で、日本国家の現状分析を析出する。この場合の「従属」は、国家が独占へ全面的に従属することであり、それは国家の経済的な力能の在り方が問題になるとする。ここから、この「従属」の内容は、国家が経済過程への行政的な介入というかたちで、経済的統制、経済的な干渉機能としてたちあらわれてくるとし、法や政策を通して独占と国家機構が癒着する側面が法現象に現出してくるとする。このようにして、帝国主義段階の国家独占資本主義段階という特定の「段階規定」の標識で日本の現状分析のてがかりを求めようとした点に特色がみられたことがまず提示されよう。

第2は、日本の現状分析として「群」規定の適用可能性についてである。この「群」規定は、『帝国主義ノート』に基づけば、第一次世界大戦の前の資本主義体制の分析結果を出発点にしている。すなわち、これは当時の世界の資本主義の国家群・地域を α 、 β 、 γ 、 δ という四つの群を分割して位置づけて、それを帝国主義の世界的諸関係に分けていた。つまり、 α 群は、英・米・仏・独の4カ国に分け、 β 群は、東ヨーロッパ・ロシア・トルコ・スペイン・オーストリア・日本に分け、 γ 群は、中国・半植民地、 δ 群は、植民地および政治的従属国(プラス中央・南アメリカの一部)に分けていた³⁰。この規定が即時に、現代の日本に定式化することができないが、すくなくとも例えば、日本は α 群に金融的に従属しながら、政治的には独立しているケースであるが、資本主義の発達、歴史的・構造的特質を内面から把握していくことが重要であるとし、「群」規定の外側から日本の現状を規定していくことが可能

になる。その政治的側面は、すなわち、安保体制はこのような側面から把握することが現実的な課題であるとする。影山は、K-[5]の著書で一つの仮説として、「群」規定が日本の現状規定として適用しうることを前提に、 β 「群」規定の標識と過渡形態が重要な意味をもつと位置³¹づけていた。

日本国家と法体制の現状分析において、安保体制を抜き論じることはできず、それに基づく国内諸立法の分析は、日米関係が従属的に編成されていることをまず確認し(法体系二元論の有効性とその検証)、同時に帝国主義的な体制づくりが、軍事・官僚機構を含めて展開されていると説く。他方、政治反動が二つの現状規定によって国家の諸現象を形成している。この体制は、従属的編成関係＝「国家的従属の過渡的形態」³²のもとに進行しているという認識である。この仮説は、この現状分析にとって、後に一定の研究成果に反映されることになる。しかし、危機に対応し、解決の道筋を立てるという視角からの問題提起がなされている。これは、資本主義段階特に国家独占資本主義段階における国家とその諸機能からの分析は、階級闘争の三つの形態に即して検討される内容であるとする。

それは、i 経済的領域、ii 政治的領域、iii イデオロギー的領域における諸闘争に対応して把握することが可能であるとし、この三つの形態が、国家諸機能に対応して「収斂的」規定の意味³³を説く。

この論点は、日本国家と法体制の現状分析をする場合、この国家とその諸機能は、公権力の組織を通して役割を果たし、国家は、この国家機構を通して社会的諸関係を制御するとする。つまり、この諸機能は、国家機構を媒介にして社会の矛盾・対立に対応して、三つの階級的闘争の領域ないし、形態レベルでかかる経済的諸機能、政治的諸機能、イデオロギー的諸機能のかたちで把握できる³⁴とする。

この点をもっとも意識していたのは、前号で紹介した政治的上部構造と土台の関係でその諸関係を定式化していたブロック・スキーム論である。

影山のこの三つの形態レベルを意識して論究した作業は、例えばK-[5]での国家機能を国家機構を通してその歴史的性格を分析していたし、国家機構の実体的な解明を可能にしていた。また彼は、日本の国家と法体制は、i 国家機構と国家諸機能を組織する法、すなわち組織法レベルの問題、ii 国家が政治的支配機能を示す治安立法の問題、iii 軍事立法の問題、iv 国家の諸機能としてイデオロギー的機能や諸関係で果たす問題これは治安立法と重複機能の問題、v 経済政策の外皮として経済立法の問題などがその中核³⁵にあり、この存在形態を貫徹するものは、「群」規定であり、それは安保体制というシステムが全体の法体制を存続させるものになっている点に影山のアプローチの手法が提示されている。また危機に対応したシステムとして非常事態法システムが独自の問題として提起されていた。この問題は、上記のi からv までの法体制レベルでそれらの法形態を総括する法システムだからである。なぜなら国家の危機的体制への対応として治安と軍事立法が再編成されるからである。非常事態法は、国家権力とその機構および諸機能を、政治的支配のアブノーマルな危機の「解決」形態として、軍事的な内容と統合するとし、これは、国家独占資本主義段階での政治反動化を現出する総括的な形態³⁶であるという認識をもっていたのである。

Ⅲ. 46年憲法における主権と主権論へのテーゼ

影山の研究業績のなかで国家論周辺へのアプローチとして重要な位置にあったのは、46年憲法の主権

の原理と主権論についてであり、最初に発表した論文は、1969年に公にした影山「〈論争憲法学〉—主権論」(『法律時報』41巻5号 1969年刊)であり、後に影山『憲法の基礎理論』(第4章第1節「国体の論争」その他の主権論に関する論文を所収)に収められたものである。また「今日における主権論争と主権論の再編成」(『法律時報』48巻4号1976年刊 K-[7]と以下表記)は現代的な諸問題を提起していた。影山の問題意識のなかには、46年憲法の制定の法理を把握する上で、i 主権の在り方、特に主権論と主権の主体規定の問題、ii 国家主権と国民主権の統一的把握の問題、iiiに主権概念の歴史性と階級性の問題について検討する課題などが提起されていたのである。

(1) 主権論の在り方—主権論争と主権の主体規定に関する諸問題

ここでは、iの主権の主体規定をめぐる問題は、1970年代における主権論争が発端になったのは、戦後の「国体論争」にめどをつけた宮沢俊義の見解に対する批判として、「国民主権論争」が提示される。和辻哲郎・佐々木惣一の「国体論争」は「国体」をめぐる論争であり、「驚くほど不毛な論争であった」³⁷と位置づけたあと、宮沢俊義・尾高朝雄における主権論争(憲法制定と8月革命の法理)³⁸が明らかにされる点で一定の意義があったと評価している。

後者の問題を論究するにあたり、影山自身が自覚していたテーマは、ii 国民主権と国家主権を統一的に把握する課題、あるいは再構成というテーマが根本³⁹にあった。ひとつは国民主権なり、国家主権なり厳密な歴史的な概念を定義することが必要であり、後者の国家主権については、①公権力の、私的社会的権力からの独立性を意味し、②公権力の対外的独立性を意味する。前者は、公権力が国内的領域で最高の権力であり、主権の主体=国民の政治的独立性を意味するとし、後者は、民族として国民の政治的独立を有するとして、この原理の普遍性は、どの権力でも侵されないという意味での原理⁴⁰であるとする。このような観点から、二つの論点が重要であるとする。i 主権の主体規定を規定する意味および象徴天皇制と主権の主体規定との関係と解釈上の解決形態を開示すること、ii 主権の規定の反省的規定からどのような論点が提示されるのかなどを明らかにしている。

影山は主権論争の評価と課題について言及し、第1は上記二つの主権論争の当事者は、象徴天皇制のアポロギアであるという同一の基盤にあったという観点から検討している。つまり、佐々木・和辻の「国体論争」はまず、国体の概念を明示し、i 国体とは、政治様式面からみて国柄を示す概念(α 概念)とii 国家における共同生活に浸透している精神的倫理的観念からみた国柄を示す概念(β 概念)⁴¹にわけ、佐々木は国体不変論を展開する。他方、和辻は、佐々木の「国体不変論」を批判し、「憲法第1条に規定された象徴天皇制は、天皇の本質および統治権総攬という事態においても根本的な変更はない」⁴²として、 α 概念の「国体」すら変更はないという見解で、憲法学上、科学的な認識が欠如していたと批判する。

宮沢・尾高の主権論争は、一方の宮沢の主権論は、ポツダム宣言という歴史的転向を「超憲法的変革」として承認し、この前提にあつて国民主権論を「国体論」に対置させるところにある。すなわち、彼の8月革命説の法理に反映している。影山は、国民主権の原理にあつて、『国体』変更を見出すが、金森がいう「天皇は国民の憧れの中心」であるという意味で、宮沢は同じ見解を採っており、その意味で、「国体」不変であることに同意していたのである。その意味での「国体論」への認識のアキレス腱が存在し

たと説く⁴³。第2は、宮沢は、尾高のノモス主権論、すなわち尾高は、国民主権と天皇制との調和論を主張し、政治的倫理的な超越的なノモス主権論であるとする。彼のノモス主権は「主権は、ノモスにこそあるといわなければならない」「国家の政治にあり方を最終的にきめる力(主権)といえどもそれを乗り越えることのできないノモスがある。」⁴⁴ 尾高は、この主権者が拘束されるノモス＝法の根本原理に主権の抽象的・思弁的な存在を求めて、ここに尾高のノモス主権の原理意味を特徴づけていたのである。

影山もこの点、宮沢・尾高における「主権論争は、主権について理由づけをめぐる論争であったと評価し、主権論争は理論的な発展的な論争とはなりえなかった」⁴⁵ という見方をしていたのである。

第3は、国民主権と象徴天皇制という原理的相違と原理的調和の承認との両立は、実は「国体論」そのものの投影であった。つまり、β概念の「国体論」について、論争の主体はどこにあったのかであるが、すくなくとも、すべて論争の主体は、β概念の国体が不変であることを認めていたのであり、和辻にしても尾高にしても国体概念や天皇制の本質を伝統的権威などとみており、天皇主権に直面してその変革という状況のもとで、天皇制の不変性や国家の継続性をこれに対置するほかなかったのである。

宮沢の主権論、国民主権の採用は、天皇主権への否定であるとした点で、日本国憲法の原理的相違を認識させた点で一定の歴史的意義があるとする(その意味で、宮沢の8月革命の法理も含めて)。第4は、影山の認識として、主権論争の当事者がいずれも「建前＝理念」で終わっている点を批判したことである。宮沢の国民主権論は、憲法イデオロギーレベルで他の論者への優位性をもちえたが、それは「主権」概念が「理念化」の作業で終わったこと、また和辻や尾高などの天皇不変性論を正当に批判しえなかった点での限界性があったこと。主権論争が憲法学レベルでは、常に論争的なテーマになるが、権力と主権、すなわち国家主権と国民主権との統一的な把握、あるいは両者の有機的な結合という観点からの検討が必要となるわけで、この点への再構成という課題を提示した点も評価できよう。

(2) 国家主権と国民主権の統一的把握とその課題

さて、影山の問題意識は、単に46年憲法の主権の原理を問題にするだけでなく、この問題が「憲法成立以後の歴史が、主権の原理にさまざまな意味をつけくわえてきていることに、留意することが要請されている」という歴史認識があり、「この原理は 国家の正当性、すなわち国家権力の正当性に直接結合している核心的な概念である」⁴⁶ という視角から検討する。

第1に、主権の原理を検討する場合、主権の概念を明確にする必要があること。第2は、第1点が主権の原理が歴史的に把握する方法一本質論であるとするれば、主権の二つの側面をいかに統一するかを課題にする必要があること。この統一的把握に関する論点は、主権の担い手であり、杉原泰雄や影山は、同じ立場の系譜であったが、樋口陽一は、統一的な把握について疑問をもっていた。第3は、46年憲法における主権の原理をてがかりにして、現状の認識と批判を試みる必要があることを提示していた。この問題は、主権論争を通して主権の性格、「人民主権」＝プープル主権か、「国民主権」＝ナチオン主権かという問題を契機とした論点の問題がある。

影山の主権概念把握の方法論的視点は、それを歴史的範疇として規定することが必要であるとし、その概念は、一方で、「国家権力の帰属関係」の歴史、すなわち、国家史の観点から把握し、他方では

影山日出彌の憲法理論の検討 (2)

「帰属関係の法的表明」、すなわち主権という特殊な憲法イデオロギー形態の歴史的運動過程の観点から、同時に把握されなければならない⁴⁷ とする。

この点は、主権概念やその原理を資本主義国家史に結びつけて把握しようとする視点に影山独自の学風がみられる。①近代的主権概念の成立という側面で、資本主義国家史に対応した歴史的分析が必要であると。近代的主権の概念が成立したのは、絶対主義国家とその統治様式と結びつつも、国家の主権と君主の主権とが識別され、かつ分離され、国家と君主とが擬人関係から把握されることによって、二つの主権が統一して規定されたのである。この国家が主権国家として認識されたのである。この主権概念の成立も、資本主義国家史の発展過程で、検証されるべきものである⁴⁸ とする。

②人民＝国民の主権原理の自立という側面で、主権概念が問題となる。つまり、ブルジョア革命期とそれ以後の時期は、ひとつは過渡期であった絶対主義国家史と異なり、資本主義国家史が成立する時期であり、この段階に対応したイデオロギー形態として主権原理が歴史認識されるという点から出発する。この問題意識は、主権の主体論が前提にあって、ブルジョア革命期において実質的に誰が掌握して、歴史的主体者として現出したのかという点にあった。それは、i 国家権力の帰属性という点では、革命過程での主権概念は、おそらく近代「市民」憲法が成立する過程で、国家権力がそれ自身帰属と分離する構成をもっていた。その意味で、国民主権＝人民主権の原理を有していたのである。現実には国家権力が「市民」階級に移行し、この階級へ政治的に帰属すると、国民または人民の主権の原理は、国家権力自体の帰属から分離した国家と統治様式＝民主主義の正当性を理由づける政治的ないし憲法的な構成原理として⁴⁹ 位置づける。ii 主権の原理は、国家権力自体の一定の属性を示す国家主権の側面と人民＝国民の主権の側面への分離し、両者はそれぞれ自立性を強める。このような成果は、17世紀後半のイギリス革命の平等派や主権思想などを提示したフランスのジャコバン派の主張にみることができる。いずれにしても、国民主権＝人民主権が未発達であった19世紀ドイツでは、外見的立憲主義のもとでの統治様式が支配し、主権原理は、民主主義と結びつかない法主権論として、つまり国家主権が君主主権の原理に即して展開されるという点の特徴があった。③帝国主義段階の最後の資本主義国家史という側面で、過渡期の主権が問題となる。この主権の原理では、一方で、資本主義国家史での国家群の不均衡発展の法則のもとでの政治的従属を展開し、他方で社会主義国家群が成立し、植民地や従属国で民族解放を遂げる国家を形成することになるとし、ここでは、人民主権＝国民主権の側面で主権のイデオロギーの基礎がさまざまな政治的諸関係や国家間の関係で制約されてくるとする。その意味で、国家主権から人民主権という歴史的発展段階で民族を含めた主権イデオロギーが形成されることになる。

さて、国民主権と国家主権の統一性の問題として、日本の国家状態を解明するてがかりは、「日本法体系における『二元論的構造』論によって論争的に追跡されている」⁵⁰ 問題であるとした上で、サンフランシスコ体制から安保体制のもとで、USAの対外的政策体系の表出と同時に日本の国家領域に存在する特別の「機構」のなかで国家主権の在り方を把握することが必要であるとする。すなわち、USAの対外的政策の主権の執行でもある政策体系は、制御主体であり、その特別の「機構」を媒介にして、その制御対象である日本の国家領域の全体に対して支配的に作用する。この状況に対して日本の統治集団一政治権力の階級主体の意思を国家機構内部で実現する主体が、国家の対外・体内政策の表現として決定

する場合に、その政策は部分的に矛盾・対立の状態を引き起こすとして、この合致一対応の関係は国家主権の相互制約でなく、それは従属・依存の相互関係における対応となる。影山は、この観点から、日本の「従属国家」の実体的分析を通して、それは、国家の対外的主権に対する不平等な制約が存在すると位置づけた⁵¹。その上で、日本の国家主権はそれ自体、国家の主権の従属性を有し、そこには i 「外交的従属」、ii 「軍事的従属」が存在するとする。これらの従属が実質的に主権侵害の重要な内容をもっているとしている。これは、国家の状態は、国家的従属のステータスをもち、国家主権は、単なる制約を部分的にもつだけでなく、侵害の状態にあることは疑いがないところであると把握していた（影山は沖縄の現状と主権のあり方を問題にしていた。）⁵² ののである。このような国家主権の状況は、46年憲法の主権の原理から想定しえなかったことであるが、その意味で、国家主権の現状に対する国民主権の主体は、国家権力の主体の状態にないにせよ、主権の主体である国民は、自己の要求を現実化させる方向で、国家権力レベルで創出する可能性によって保障することになるという展望を提示していたのである。そのような観点から国民主権と国家主権の統一的把握の道筋を提起していたといえよう。

今後の課題として、「人民（プープル）主権」の理念型のフィードバックシステムの構築として、i 憲法16条請願権をもとに、立法過程への国民参加論の代替的機能の検討、ii 憲法15条1項も公務員の罷免選定権における議員の召還権を検討する課題、iii 行政府、司法府への主権の主体的参加・関与などの統制機能の検討課題などを提示した点は、46年憲法の枠内での課題にあるという点を提起していた⁵³ のである。なお、紙数の関係で主権概念の歴史的把握について、別稿で検討したい。

IV. 小括

影山の研究業績を残した後半の部分のふたつの問題と課題について検討したが、最後に若干のまとめをしておきたい。

第1は、46年憲法の位相と日本国家と法体制の分析問題は、ひとつは、46年憲法が歴史的な社会構成体の発展史のなかでの憲法類型の属性をふまえつつ、どのような国家の憲法(資本主義型憲法)として歴史的特質とその役割を有していたのかを検証したことである。もうひとつは、国家と法体制の在り方とその本質性に分析の核心があるという点である。すなわち、帝国主義段階であり、資本主義段階の国家独占資本主義レベルでの日本国家の現状と問題点について、46年憲法の解明を通して合法的（「段階」規定と「群」規定を適用して）に明らかにしたことであった。

第2は、46年憲法の主権と主権論をめぐる到達点と課題を明らかにしたことである。70年代に主権論争が起こり、杉原や樋口などと論争に加わった影山であるが、影山の関心は、「国体論争」から「主権論争」へという流れのなかで主権の主体規定をめぐる問題について、46年憲法の主権の原理から把握する場合に、歴史的概念を厳密にして、歴史的分析するという視点があったこと。特に宮沢・尾高における「主権論争」と憲法の制定にかかわる8月革命の法理に関心があった。しかし、この論争における理念化の限界を指摘し、そこから国民主権と国家主権との統一的な把握を問題にしたのである。つまり、国家権力の正当性に結びつく概念と主権イデオロギー性を歴史的に位置づけ、ここから国家史という観点から主権論の存在とそこから提起される課題を明らかにしたことである。 (未完)

影山日出彌の憲法理論の検討 (2)

註

- 1 影山日出彌『憲法の原理と国家の論理』勁草書房 1971年刊 287頁。
- 2 影山の研究への関心は、憲法体制と秩序、憲法と国家緊急権および国家の論理あるいは国家機構論などへの分析課題となる（影山 註一1 「前掲書」第1から第3部の論文）。
- 3 影山「現代国家の法体制」片岡昇編『現代法講義』所収 日本評論社 1970年刊 131頁。
- 4 影山①『憲法の基礎理論』（第4章主権の原理）所収 勁草書房 1975年刊 99頁以下。同②「今日における主権論争と主権論の再構成」『法律時報』48巻4号 1976年刊 32頁以下。
- 5 註一1 影山 99頁。
- 6 影山 註一1 「前掲書」131頁以下。
- 7 影山・大須賀明『日本の憲法問題』労働経済社 1967年2頁。
- 8 同「前掲書」95頁。
- 9 同「前掲書」95頁。
- 10 影山 註一1 「前掲書」10頁。
- 11 影山 「前掲書」8頁。
- 12 鈴木安蔵『比較憲法史』勁草書房 1951年刊。
- 13 影山 註一1 「前掲書」8頁以下。
- 14 影山 註一7 「前掲書」5頁。
- 15 影山 註一1 「前掲書」8頁。
- 16 同「前掲書」8頁。
- 17 同「前掲書」8頁。
- 18 同「前掲書」120頁。
- 19 同「前掲書」8頁。
- 20 同「前掲書」11頁。
- 21 同「前掲書」11頁。
- 22 影山 註一1 「前掲書」8頁以下。議会制民主主義の危機論については、影山「現代国家と民主主義—議会制民主主義論—」民科法律部会編『法の科学』2号 日本評論社 1974年99頁～119頁。
- 23 同「前掲書」14頁。
- 24 同「前掲書」17頁。
- 25 影山『現代憲法学の理論』日本評論社 1967年刊 191頁。
- 26 同「前掲書」191頁。
- 27 影山 註一1 「前掲書」10頁。レーニン①「帝国主義ノート」大月書店 同全集39巻310頁。レーニン②「帝国主義論」大月書店 同全集22巻212頁。
- 28 影山 註一25 「前掲書」191頁。
- 29 影山 註一3 「前掲書」131頁。
- 30 影山 註一3 「前掲書」132頁以下。註一27 レーニン②「前掲書」313頁。同時期において、日本国家と

法体制について、帝国主義段階として、国家独占資本主義段階における「段階」規定と「群」規定から検討しているものとして、影山「比較憲法史—方法と課題—」『季刊 科学と思想』4号 新日本出版社 1972年刊 173頁～178頁。浦田賢治「国家と法の歴史的分析のために—帝国主義復活過程におけるその理論的問題—」NJ研究会編『季刊 現代法』第3号 成文堂 1970年刊 1頁～32頁がある。

- 31 同 註一3 ①「前掲書」133頁。
- 32 同「前掲書」134頁以下。日本国家の現状分析する場合は、影山は、法体系二元論の有効性の検討については、一つは、「国家意思論」レベルで、もうひとつは、「運動論」、さしずめ三つの形態レベルで検証すべき課題を提示している（註一3 影山「前掲書」162頁以下参照）。なお、長谷川は、二つの法体系の統一的把握の限界を示しつつ、憲法体系と安保法体が共存するなかでの特別法の存在と制定法との矛盾とその本質を解明している（長谷川正安『現代法入門』勁草書房 1975年 60頁～101頁）。
- 33 影山 註一3「前掲書」130頁。
- 34 影山 註一4 ①「前掲書」132頁～133頁。影山は、イデオロギー形態を制御する国家機能を表現し、法形態は、イデオロギー統制手段として現出するものとして、「教科書裁判」を位置づけている（影山「憲法学と教科書裁判」『法律時報』臨時増刊号41巻5号 日本評論社 1969年刊 35頁）。
- 35 影山 註一3「前掲書」133頁。
- 36 同「前掲書」134頁。
- 37 同 註一4 ①「前掲書」105頁。
- 38 同「前掲書」105頁。
- 39 同「前掲書」111頁。
- 40 同 註一4 ②「前掲書」33頁。
- 41 同 註一4 ①「前掲書」102頁。
- 42 同「前掲書」102頁。
- 43 同 註一4 ②「前掲書」107頁。
- 44 同 註一4 ①「前掲書」109頁。
- 45 同 ①「前掲書」112頁。
- 46 同 ①「前掲書」119頁。
- 47 同 ①「前掲書」119頁。
- 48 同 ①「前掲書」120頁。
- 49 同 ①「前掲書」128頁。1970年代の主権論争の経過と問題点については、山内敏弘「国家主権と国民主権」樋口陽一編『講座 憲法学2 主権と国際社会』所収 日本評論社 1994年刊 11頁～13頁。
- 50 同 ①「前掲書」160頁。
- 51 同 ①「前掲書」163頁。
- 52 同 ①「前掲書」163頁。沖縄の現状と主権の在り方については、影山「沖縄の法的地位」（吉田善明・影山・大須賀明『憲法と沖縄』 敬文堂 1971年刊 39～79頁）がある。
- 53 同 註一4 影山 ② 37頁。